バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	3		補助金交付候補者の採択結果は、申請いただいた事業計画に記	
				載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証する	している経費がすべて補助対象として認められるわけではあり
			業実施にあた	ものではありません。交付申請時に、その経費等の内容を事務	
				局で補助対象経費として適切なものであるかどうかの精査を行います。 ************************************	
			必要な事項〜】	います。必要に応じて、事業者に照会・連絡等を行った上で、 補助金交付額を決定し、通知いたします。精査の結果次第で	しない経費が計上されていると判断された場合は、当該経費に ついては補助対象外となりますので、あらかじめご確認の上、
				は、交付決定額が、応募申請時に計上している補助金申請額か	
				ら減額または、全額対象外となる場合もあります。なお、交付	
				決定額は、補助金交付候補者の採択時点の補助金申請額を上回	
				ることはできませんのでご注意ください。	
				<u>(交付決定後に計画変更を行う場合は交付決定時点の補助金申</u>	
				<u>請額を上回ることはできません。)</u>	
1.8	R6.8.29	3	【必ずご覧くだ	] グランツを使用した各種 <u>申請については、下記の各種書類に</u>	] 」グランツを使用した各種書類の申請及び承認については、下
			さい~今回の事	て手続きが必要です (変更する場合は、本事業のポータルサイ	記の手続きを行います(変更する場合は、本事業のポータルサ
			業実施にあた	トにてお知らせいたします。)。	イトにてお知らせいたします)。
			り、特に留意が		
			必要な事項~】 1 各種届及び		
			各種申請・承認		
			の手続きについ		
			τ		
1.8	R6.8.29	3	_	補助金の申請は、交付申請事業者(以下、「申請者」とい	
				う。) 自身が手続きを行うようにご注意ください。申請者は、 事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。	
				本補助金の申請は事業者自身で行う必要があるため、作成支援	
			_	者や外部支援者が登録・申請を行うことは認められません。	
			1 各種届及び		(新設)
			各種申請・承認		
			の手続きについ		
			τ		
1.8	R6.8.29	3	【必ずご覧くだ	(10)補助金確定通知書	(10)補助金額確定通知書
			さい~今回の事		
			業実施にあた		
			り、特に留意が 必要な事項~】		
			1 各種届及び		
			各種申請・承認		
			の手続きについ		
			て		
1.8	R6.8.29	3	【必ずご覧くだ	なお、 J グランツを使用して申請 <u>することで</u> 、補助金交付規程	   なお、 ] グランツを使用して申請した手続は、補助金交付規程
				で定める様式を提出したことになりますので、改めて様式に基	
			業実施にあた	づく書類での提出は必要ありません。	づく書類での提出は必要ありません。
			り、特に留意が		
			必要な事項~】		
			1 各種届及び 各種申請・承認		
			合種中請・承認 の手続きについ		
			T		
		-1		1	·

# 補助事業の手引き 第6回〜第9回 採択事業者向け

				主な改正履歴	
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	3	【必ずご覧ください〜今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項〜】 2 補助金交付申請する際の提出書類について(1)	すべての <u>申請者</u> 必須書類	すべての交付申請事業者(以下、「申請者」という)必須書類
1.8	R6.8.29	4	さい〜今回の事 業実施にあた り、特に留意が 必要な事項〜】 2 補助金交付 申請する際の提 出書類について (1)②	能な範囲において相見積書を取り、相見積書の中で最低価格を提示したものを選定(一般の競争等)してください。契約(発注)先1者当たりの見積額の合計が50万円(税抜き)以上になる場合は、すべての費目において同一仕様の相見積書を取る必要があります。相見積書を取れない場合、又は最低価格を提示したものを選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書(「中小企業等事業再構築促進補助金に係る業者選定理由書」く参考様式7>)と価格の妥当性を示す書類を提出してください。市場価格とかい離している場合は、認められません。したがって、申請の準備段階で、複数者から相見積書を取得していただくと、補助金交付候補者として採択された後、速やかに交付申請の手続きを開始することができます。	調達を行う場合も含む。)の選定に当たっては、経済性の観点から、可能な範囲において相見積書を取り、相見積書の中で最低価格を提示したものを選定(一般の競争等)してください。契約先(発注先)1者あたりの見積額の合計が50万円(税抜き)以上になる場合は、同一条件による相見積書を取る必要があります。相見積書を取れない場合、又は最低価格を提示したものを選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書(「中小企業等事業再構築促進補助金に係る業者選定理由書」く参考様式7>)と価格の妥当性を示す書類を提出してください。
1.8	R6.8.29	4	さい〜今回の事 業実施にあた り、特に留意が 必要な事項〜】 2 補助金交付 申請する際の提 出書類について (1)②	経費 <u>区分</u> にかかわらず、「見積書提出のお願い(見積依頼書)」<参考様式6>	経費科目にかかわらず、「見積提出のお願い(見積依頼書)」 〈参考様式 6〉
1.8	R6.8.29	4	さい〜今回の事業実施にあた	※契約(発注)先1者当たりの見積額の合計が50万円(税抜き)未満 <u>の場合</u> は、1者の見積書を取ってください <u>(例外がありますので、詳細は〈経費区分ごとの経費内容について〉をご確認ください。)</u> 。	※契約先(発注先)1者あたりの見積額の合計が50万円(税 抜き)未満は1者の見積書を取ってください。

バージョン	改正日	ページ	項目	<b>主な改正履歴</b> 改正後	改正前
1.8	R6.8.29		_	※見積書の合計金額に、税抜き・税込みの両方が記載されている必要があります。	(新設)
1.8	R6.8.29	4	【必ずご覧ください~今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項~】 2 補助金交付申請する際の提出書類について(1)②	(削除)	※また、契約先(発注先)1者あたりの見積額の合計が50万円(税抜き)以上の機械装置・システム構築費を計上する場合、2者以上の相見積書を取ってください。
1.8	R6.8.29	4	【必ずご覧ください~今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項~】2 補助金交付申請する際の提出書類について(1)②	※見積書が外国語の場合は、 <u>日本語訳</u> も必要です。	※見積書が外国語の場合は、和訳も必要です。
1.8	R6.8.29		さい~今回の事		(新設)
1.8	R6.8.29	4	【必ずご覧ください〜今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項〜】 2 補助金交付申請する際の提出書類について(1)③	建物費、機械装置・システム構築費 <u>、広告宣伝・販売促進費</u> の 追加書類	建物費、機械装置・システム構築費の追加書類

バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	4	さい〜今回の事 業実施にあた	建物費を計上する申請者は <u>相見積書とともに設計図書(設計図(平面図、立面図、断面図など)、仕様書等)</u> ・配置図等を提出してください(建物の改修の場合は <u>平面図・配置図等</u> を提出してください。)。	
1.8	R6.8.29	4	さい〜今回の事 業実施にあた	※建設業法等各種法律を遵守する必要があります。建設業許可が必要な規模の建物においては、建設業許可を有さない業者からの見積もりは認められません。発覚した場合には虚偽の内容を含む申請として不採択又は交付決定取消となります。	(新設)
1.8	R6.8.29	4	さい〜今回の事 業実施にあた り、特に留意が 必要な事項〜】 2 補助金交付 申請する際の提	事業再構築補助金に係る補助対象経費について(理由書) ※ 本事業では、中小企業等が将来にわたって持続的に競争力強化を図る取組を支援することを目的としており、基本的に、事業拡大につながる事業資産(有形・無形)への相応規模の投資をしていただく必要があります。このため、一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合には、本事業の支援対象にはなりません。例えば、資産性のない経費のみを計上する事業や、1つの経費区分だけに大半の経費を計上する事業等、特段の事由がある場合には、その理由を明らかにした理由書を添付書類に追加して提出してください。	(新設)
1.8	R6.8.29	5	さい〜今回の事 業実施にあた り、特に留意が 必要な事項〜】 2 補助金交付	リース共同申請として採択された事業者は、以下の書類を提出する必要があります。  ※ リース会社作成の「交付申請書」 <様式第1>  ※ リース会社が作成した「共同申請にかかる確認書」 <参考様式25>  ※ リース料軽減計算書 ・ (公社) リース事業協会が確認した「リース料軽減計算書」	共同申請のリース会社が作成した「共同申請にかかる確認書」 〈参考様式25〉 ※共同申請の申請事業者は提出する必要があります。
1.8	R6.8.29	5	さい〜今回の事 業実施にあた り、特に留意が	(1) 工事業者等に進捗状況を確認するなど、補助事業実施期間の範囲で事業を実施してください。 なお、事前着手届出が <u>事務局により</u> 受理された申請者は、令和 3年12月20日以降 <u>に購入契約(発注)等を行った事業に要する</u> 経費を補助対象とすることができます。	間の範囲で事業を実施してください。 なお、事前着手届出が受理された申請者は、令和3年12月20日

バージョン	改正日	ページ	項目	<b>主な改正履歴</b> ひ正後	改正前
1.8	R6.8.29	5		(2)入札・相見積もりが必要です。工事業者等からは必ず見	
1.0	K0.6.29	5		(2) <u>八札・柏兄債もりが必要とす。</u> 工事来有等がつは必ず兄 積書、相見積書、工事請負契約書等を受領してください。	(2) 工事兼合等からは必り允慎書、相兄慎書、工事請良契利 書等を受領してください。
1.8	R6.8.29	5	さい〜今回の事 業実施にあた	このため、補助事業の遂行に当たっては、権利者である金融機関等により建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除についての同意を得たうえで実績報告時に、「報告書 根抵当権設定義務の免除について」〈参考様式20-1〉を提出していただく必要があります。	関等により建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除につ
1.8	R6.8.29	5		(6)契約満了に伴う原状回復など、補助事業実施の有無にかかわらず発生する費用は補助対象外となります。	(新設)
1.8	R6.8.29	6	業実施にあた	(7)建物費として補助対象となるのは、公募要領に記載のある以下の経費のみです。 ① 専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費② 補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費③ 補助事業実施のために必要となる賃貸物件等の原状回復に要する経費 ④ 貸工場・貸店舗等に一時的に移転する際に要する経費(貸工場・貸店舗等の賃借料、貸工場・貸店舗等への移転費等)	(新設)
1.8	R6.8.29	6	<ul><li>4 機械装置・</li><li>システム構築費</li><li>等について</li></ul>	4 機械装置・システム構築費等について	4. 機械装置・システム等の納入時期について
1.8	R6.8.29	6	_	なお、 <u>事務局から</u> 事前着手届出が受理された申請者は、令和3年12月20日以降 <u>に購入契約(発注)等を行った事業に要する</u> 経費を補助対象とすることができます。	なお、事前着手届出が受理された申請者は、令和3年12月20日以降の経費を補助対象とすることができます。

. 41				主な改正履歴	
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	6	さい〜今回の事 業実施にあた	※ウェブサイト・システム、アプリケーション等のシステム構築費を計上している場合は、内容確認のために要件定義書・工程表・WBS(ワークブレイクダウンストラクチャー)等の提出をお願いする場合があります。	(新設)
1.8	R6.8.29	6	さい〜今回の事 業実施にあた り、特に留意が	交付申請予定者又は補助事業実施者によるお問い合わせのみ対 応いたします。外部支援者等からのお問い合わせには対応でき かねます。 なお、ご質問に対しては、書面形式での回答は行いませんの で、あらかじめご承知おき願います。	(新設)
1.8	R6.8.29	6	_	【お問い合わせ先】 ○ ご不明な点についてのお問い合わせは、コールバック予約 システムよりご予約をお願いいたします。 「コールバック予約システムとは」 https://jigyou-saikouchiku.go.jp/callback.html	【お問合せ先】  ○ 交付申請等に関する不明点は、事業再構築補助金事務局 コールセンターまでお問合せください。 問い合わせが集中した場合には、回答に時間を要する場合があ りますので、ご了承ください。  <事業再構築補助金事務局コールセンター> 受付時間:9:00~18:00(日・祝日を除く) 電話番号:<ナビダイヤル>0570-012-088 <ip電話用> 03-4216-4080</ip電話用>
1.8	R6.8.29	6	【必ずご覧ください〜今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項〜】 【お問い合わせ先】	(削除)	◇ お問い合わせは、原則として交付申請予定者又は補助事業 実施者からお願いいたします。トラブルの原因となり得ますの で、外部支援者等からのお問い合わせには対応できかねます。 なお、ご質問に対しては、原則として書面形式での回答は行い ませんので、あらかじめご承知おき願います。
1.8	R6.8.29	7	〜補助事業者の みなさまへ〜	補助金の申請を担当する者は、申請者自身又は申請者が雇用する従業員でなければならず、認定経営革新等支援機関を含む外部機関の者を担当者として申請することはできません。申請者自身又は申請者が雇用する従業員以外の登録があった場合は、補助金の申請にあたって、「虚偽の申請による不正受給」として、交付規程に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。また、悪質な不正行為が発覚した場合については、事業者名や不正内容を公表します。交付決定の取消を受けた者は、不正内容の公表等を受けることや「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第29条に基づき、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は両方に処せられる可能性があります。	(新設)
1.8	R6.8.29	8	みなさまへ~	交付決定を受けた後、本事業の補助対象経費の区分ごとに配分された額若しくは補助事業により取得するとしていた補助対象物品、提供を受けようとした役務等(ただし、単価50万円(税抜き)以上のものに限る。)を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に事務局の承認を得なければなりません。	(単価50万円以上の建物、機械装置等の変更を含む) しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させよう

バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	8	<ul><li>補助事業者のみなさまへ</li><li>1 補助事業者の義務</li><li>(1) オ</li></ul>	補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。 補助事業実施期間の終了日は、交付決定通知書記載の補助事業完了期限日をご確認ください。	補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施期間の終了日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
1.8	R6.8.29	8	みなさまへ~	本事業の進捗状況等の確認のため、事務局が実地検査に入ることがあります。実地検査では、必ず検査員の指示に従い、検査に協力する必要があります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。また、検査員に対する個人攻撃や個人情報の漏洩は、発覚した時点で交付決定を取り消します。	とがあります。この検査の結果、補助金交付額の減額等の指示
1.8	R6.8.29	8	〜補助事業者の みなさまへ〜 1 補助事業者 の義務 (2)	※ 補助事業完了期限日の属する補助事業者の決算年度 <u>(注)</u> (以下 <u>「</u> 補助事業終了年度 <u>」という。</u> )から5年間	補助事業完了期限日の属する年度(補助事業者の決算年度) (※以下、補助事業終了年度) から5年間
1.8	R6.8.29	8	1 補助事業者 の義務 (2) ア		※ 事務局からの重要なご連絡が、届かないという事象が発生 しているため、メールアドレスの変更等も必ず届け出てくださ い。
1.8	R6.8.29	8	〜補助事業者の みなさまへ〜	補助事業終了後にも、補助金を活用して建設した建物、機械装置等が事業計画で示された目的どおりに活用されているかなどの確認を目的として、会計検査院や事務局が実地検査に入る場	補助事業終了後にも、補助金を活用して建設した建物、機械装置等が事業計画で示された目的どおりに活用されているかなどの確認を目的として、会計検査院や事務局が実地検査に入る場合があります。この検査の結果、補助金の返還命令等の指示が
1.8	R6.8.29	9	みなさまへ〜		年間の事業化の状況や付加価値額の増加状況等について、事業 化状況・知的財産権報告書により報告するとともに、本事業に
1.8	R6.8.29	9	~補助事業者のみなさまへ~         1 補助事業者の義務         (2) エ	(注) 処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を準用します。 <u>なお、中小機構が別に定める場合には、その期間とします。</u>	(注) 処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を準用します。
1.8	R6.8.29	9	みなさまへ~		反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等) しようとするときは、事前に事務局の承認を得なければなりません。 財産処分を行う場合、見積額(譲渡等による処分時に、3者以 上の業者から処分価格の見積書を取得した場合は、見積価格の 最も高い額)又は、残存簿価相当額により、処分に係る補助金 額を限度に返納しなければなりません。

	7/	0 50	77.00	王な改止履歴	7
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	9	2 その他 (1)	(1)複数の事業者が連携して事業に取り組む場合は、かかる 事業者すべての交付申請書の提出を確認できた時点で、当該申 請の内容を審査します。該当の事業者間で連携を図り、交付申 請をしてください。また、補助金交付候補者の採択公表後又は 交付決定後に連携体を構成する事業者のうち一部が補助事業か ら撤退するなどの理由により、補助事業の遂行が困難と判断さ れる場合は、補助金交付候補者の採択、補助金交付決定の取消 を行う場合があります。	て、一つの事業計画として申請を行い、補助金交付候補者として採択された事業者が、交付申請をする場合(以下「代表申請」という。)は、すべての連携先事業者の交付申請書の提出後、当該申請の内容を審査しますので、代表となる事業者及び連携先事業者は、他事業者との連携を図り、交付申請をしてく
1.8	R6.8.29	10	<ul><li>~補助事業者の みなさまへ~</li><li>2 その他</li><li>(9)</li></ul>	(9) みなし同一法人(相続等の事由による場合を除く。)に ついて	(新設)
1.8	R6.8.29	10	〜補助事業者の みなさまへ〜 2 その他 (10)	社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助事業者の利益等相当分を排除した製造原価又は取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助	補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達、又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助事業者の利益等相当分を排除した製造原価又は取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象とします。この場合は、相見積の有無を問わず、業者選定理由書を提出してください。 ※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な証憑をもって原価として認める場合があります。
1.8	R6.8.29	11		【事前着手届出が受理されている補助金交付候補者の場合は、 令和3年12月20日以降に事業開始が可能】	【事前着手届出が受理されている補助事業者の場合は、令和3年12月20日以降に事業開始が可能】
1.8	R6.8.29	11	中小企業等事業 再構築促進補助 金に係る 事 務 手 続 き	事業化状況・知的財産権報告書の提出(5年間) 【交付規程第25条・様式第13】	事業化状況·知的財産権報告書の提出(5年間)計6回 【交付規程第25条·様式第13】
1.8	R6.8.29	12	事業再構築補助 金の流れ	(削除)	初回~6回
1.8	R6.8.29	13		交付決定されても、補助事業完了期限日(事業計画期間終了) までに補助事業を完了しない場合は、交付決定取消となります。 期限内に補助事業が完了したとしても、補助事業完了期限日 (事業計画期間終了)までに実績報告をしない場合は、すべて 交付決定取消となります。	(新設)
1.8	R6.8.29	13		※計画変更・事故等報告は <u>補助事業実施期間中に承認を得る必</u> 要がありますので、補助事業完了期限にご注意ください。	※計画変更・事故等報告は交付決定以降に補助事業遂行上、発生する申請になるため、期限に留意してください。 なお、交付申請が遅れ、交付決定が遅れたことにより、事故等報告等の事前申請・承認を得ることができなかった場合の特例対応は致しかねます。
1.8	R6.8.29	14	手続き等の流れ フェーズ1〜補 助金交付候補者	な書類である、経費明細表のダウンロードを行い、添付して申請してください。その他の提出書類については、本手引きの3ページから6ページを確認してください。 複数の事業者が連携して事業に取り組む場合は、(注3)を確認	て申請してください。その他の提出書類については、本手引きの3ページから6ページを確認してください。「経費明細表」の内容について、応募申請時以降に変更となった項目及び確定した内容があれば、事務局にお問い合わせください。

	主な改正履歴						
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前		
1.8	R6.8.29	14	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ1〜補 助金交付候補者 の採択公表から 交付決定まで〜 (2) (注 4)	(注4) 経費明細表作成時は、1円未満を切り捨てます(国税通則法基本通達「第119条関係」の考え方に <u>基づく。</u> )。	(注4) 経費明細表作成時は、1円未満を切り捨てます。(国 税通則法基本通達「第119条関係」の考え方を援用)		
1.8	R6.8.29	15	手続き等の流れ フェーズ1〜補 助金交付候補者	TTMについては、旧外国為替専門銀行(東京銀行)である、三菱UFJ銀行公表の仲値の使用を原則としますが、取引のある金融機関の公表仲値を使用することも可能です。換算に使用したTTMは、①年月日②公表金融機関名を必ず明記されたものを交付申請時に提出書類として添付してください。(なお、事前着手届出が受理された補助金交付候補者で、交付申請時すでに支払い済の場合は、支払日のレートを提出書類として添付してください。)	菱UFJ銀行公表の仲値の使用を原則としますが、取引のある金融機関の公表仲値を使用することも可です。換算に使用したTTMは、①年月日②公表金融機関名を必ず明記されたものを交付申請時に提出書類として添付してください。 (なお、事前着手届出が受理された事業者で、交付申請時すで		
1.8	R6.8.29	15	手続き等の流れ フェーズ 1 ~補	建物費、機械装置・システム構築費等における「予備品の購入費用」 <u>は補助対象となりません。また、</u> 「諸経費」「会社経費」「一般管理費」「現場管理費」「雑費」等の項目は、詳細の記載が確認できない場合は補助対象となりません。	費用」又は「諸経費」「会社経費」「一般管理費」「現場管理		
1.8	R6.8.29	15		③ 見積書は、 <u>補助金交付候補者</u> 名宛に作成されているものが 必要となります。	③ 見積書は、申請者名宛に作成されているものが必要となります。		
1.8	R6.8.29	15	手続き等の流れ フェーズ1〜補 助金交付候補者	⑥ クラウドサービス利用費等で、見積書の取得が難しい場合は、サービス提供事業者の価格表をダウンロードしたものでも代用可能ですが、金額の根拠が示されているものをご提出ください。その場合は、次の条件を満たすことが必要となります。・利用するサービスの詳細が記載されている。	は、サービス提供事業者の価格表をダウンロードしたものでも		

バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	15		⑦ 応募 <u>申請</u> 時の事業計画書に購入物品について記載があるか確認してください。事業計画書に記載がないものは、補助対象外となります。	
1.8	R6.8.29	15	手続き等の流れ	連携体を構成する事業者の補助対象経費の審査の際、連携体の 代表申請者の事業計画書において経費の必要性が認められなければ、追加書類の提出を求めることがあります。	(新設)
1.8	R6.8.29	15	手続き等の流れ	事前着手届出が受理された場合でも、必ず交付決定がされるものではありません。また、これにより生じる損失等について、事務局は一切の責任を負いません。	(新設)
1.8	R6.8.29	16	手続き等の流れ	交付決定前に、事業譲渡、会社分割等により補助金交付候補者の採択により生じる交付申請を行う権利を他者に承継することはいかなる理由においても認められません。	(新設)
1.8	R6.8.29	16	手続き等の流れ フェーズ1〜補 助金交付候補者 の採択公表から	前着手届出が受理された補助金交付候補者については、令和3年12月20日以降)をもって補助事業を開始することができます。 (注1)交付決定日(事前着手届出が受理された補助金交付候補者については、令和3年12月20日)以前の契約(発注)に係る費用は、全て補助対象となりません。 (注2)事務局が補助対象経費の審査を行い、「交付決定通知書」を発出します。 (注3)交付決定通知書は、Jグランツのマイページから確認してください。	ければ、事務局で交付決定手続を行います。交付決定日(「交付決定通知書」<様式第2>右上に記載された日時。事前着手届出が受理された補助事業者については、令和3年12月20日以降)をもって補助事業を開始することができます。 (注1)交付決定日(事前着手届出が受理された補助事業者については、令和3年12月20日)前の契約(発注)に係る費用は、全て補助対象となりません。 (注2)事務局が補助対象経費の審査を行い、「交付決定通知書」を発出します。 (注3)交付決定通知書は、Jグランツのマイページから確認してください。 (注4)共同申請の場合、交付決定通知書は共同申請のリース

				主な改正履歴	
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	16	手続き等の流れ	物件等の入手は、必ず補助事業完了期限 <u>日</u> までに納品・検収・ 代金の支払の <u>すべて</u> を済ませてください。それぞれについての 詳細な注意点については、以下のとおりです。	物件等の入手は、必ず補助事業完了期限までに納品・検収・代金の支払の全てを済ませてください。それぞれについての詳細な注意点については、以下のとおりです。
1.8	R6.8.29	17	手続き等の流れ フェーズ 2 ~ 交 付決定から実績	は、原則として書面記載の同一条件により、2者以上の相見積 書を取ってください。合理的な理由により相見積書が取れない	ては、経費科目にかかわらず「見積書提出のお願い(見積依頼書)」 <参考様式6>又は物件等の仕様を確認できる書面を提示し、入手価格の妥当性を証明できるよう必ず見積書を取って
1.8	R6.8.29	17	手続き等の流れ		海外企業から調達を行う場合も、工と同様の対応をお願いしま
1.8	R6.8.29	17	手続き等の流れ	ただし、交付申請時の見積書で換算した金額に比べ、実際の支払い時に円安となっている場合でも、交付される金額は補助金交付決定額が上限となります。	なお、交付申請時の見積書で換算した金額に比べ、実際の支払 い時に円安となっている場合でも、交付される金額は補助金交 付決定額が上限となります。
1.8	R6.8.29	18	手続き等の流れ フェーズ 2 ~交 付決定から実績		ず。)。経理処理の都合上、やむを得ない事情によりクレジットカードで支払う場合は、事前に事務局に相談してください。 やむを得ない事情により、事後報告となる場合は、追加提出書類および事務局より理由書の提出を求める場合がありますので、その際はご対応いただくようお願いいたします。 ※ クレジットカード払いに伴うポイント払いについては、減
1.8	R6.8.29	18	手続き等の流れ フェーズ 2 ~交 付決定から実績		い、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング(債権譲渡)に よる支払、補助事業実施期間内に契約が完了しない割賦による 支払は行わないでください。前記の支払については、いかなる

				主な改正履歴	
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	19	手続き等の流れ	オ 会計実務の処理に当たっては、「費目別支出明細書」 <参 考様式 18 > に加え「預金出納帳」等、「各種元帳」 <u>&lt;参考様</u> 式 15 > を参照し整備してください。	
1.8	R6.8.29	19	手続き等の流れ フェーズ 2 〜交 付決定から実績	補助事業者が、直接契約先に代金を支払わず、第三者を経由して立替払いを行った場合は、必ず補助事業期間内に第三者との間の精算を完了させてください。補助事業期間内に完了しない場合は、当該経費は補助対象外となります。 ※個人、法人での申請を問わず、法的人格が異なる補助事業者以外の者(第三者)の振込は立替払いに該当しますので、ご注意ください。(例:補助事業者が法人の場合に代表者個人名義の通帳から支払いを行った場合など)	て立替払いを行った場合は、必ず補助事業期間内に第三者との間の精算を完了させてください。補助事業期間内に完了しない場合は、当該経費は補助対象外となります。
1.8	R6.8.29	19	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ2〜交 付決定から実績 報告書提出まで 〜 (8) ア	既存事業に活用する等、専ら補助事業のために使用されると認 められない経費	(新設)
1.8	R6.8.29	19	手続き等の流れ フェーズ 2 〜交 付決定から実績	チ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの 購入費・レンタル費 (例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機・カメラ・書籍、診療報酬・介護報酬を受ける事業に使用し得るもの、家具・家電等。ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く。)。	パソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端 末・スマートフォン及びデジタル複合機・カメラ・書籍・家具
1.8	R6.8.29	20	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ 2 〜 交 付決定から実績 報告書提出まで 〜 (8) ヌ	事業者が行うべき手続きの代行費用	(新設)
1.8	R6.8.29	20	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ 2 〜交 付決定から実績 報告書提出まで 〜 (8) ネ	観光農園等のうち、栽培にかかる費用	(新設)
1.8	R6.8.29	20	手続き等の流れ フェーズ 2 〜交 付決定から実績	のものに限る。)の変更・補助事業実施場所・図面の変更等)が生じる場合等には、あらかじめ「補助事業計画変更(等)承認申請書」〈様式第3-1〉を事務局に提出し、計画変更の承	の内容(補助事業の計画・交付申請時に補助事業により取得するとしていた補助対象物品・提供を受けようとした役務等(ただし、単価50万円(税抜き)以上のものに限る)※・補助事業実施場所・図面の変更・経費配分等)に変更が生じる場合等

	主な改正履歴					
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前	
1.8	R6.8.29	20	I. 補助事業の	また、補助事業で取得するとしていた単価50万円(税抜き)	また、補助事業で取得する主な資産が減額となり、主な資産か	
			手続き等の流れ	以上の補助対象物品又は役務等の変更において、減額となり補	ら外れる場合も計画変更が必要となります。	
			フェーズ 2 ~交	助対象から外れる場合も計画変更の申請が必要となります。		
			付決定から実績			
			報告書提出まで			
			~			
			(11) ア			
1.8	R6.8.29	20	T 補助事業の	なお、計画変更に当たっては事業再構築の各類型の要件を満た		
1.0	10.0.23	20		している必要があります。		
			フェーズ2~交	<u> </u>		
			付決定から実績			
			報告書提出まで		(新設)	
			一			
			(11) ア			
			(11)			
1.8	R6.8.29	20	I. 補助事業の	※ 交付決定時点の補助金申請額を上回ることはできませんの		
				でご注意ください。		
			フェーズ 2 ~交			
			付決定から実績			
			報告書提出まで		(新設)	
			~			
			(11) ア			
1.8	R6.8.29	20	Ⅰ. 補助事業の	※ 連携体の場合は、連携体を構成する全事業者が計画変更の		
				内容を確認・認知することが必須となります。代表事業者が		
				主となって、該当の事業者間に連携を図り、計画変更申請をし		
			付決定から実績			
			報告書提出まで		(新設)	
			~		(471627)	
			(11) ア			
1.8	R6.8.29	21	I. 補助事業の	※ 条件の詳細は、3~4ページ「2 補助金交付申請する際の提		
			手続き等の流れ	出書類について>(1)すべての申請者必須書類>② 見積依		
			フェーズ 2 ~交	<u>頼書及び見積書」を参照してください。</u>		
			付決定から実績			
			報告書提出まで			
			~		(新設)	
			(11) ア			
			○申請時に提出			
			が必要な書類			
1.8	R6.8.29	21		<del></del>	廃止申請は、承認と同時に、交付決定が取り消されるため、原	
					則、再度本事業への応募はできなくなります。廃止の承認を得	
				認を得ていた場合でも、実績報告書の提出を求める場合があり	ていた場合でも、実績報告書の提出を求める場合があります。 	
			付決定から実績	ます。 -		
			報告書提出まで			
			~ (11) イ			

	主な改正履歴						
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前		
1.8	R6.8.29	22	手続き等の流れ	付決定前に事業承継の事実が確認された場合は、 <u>交付決定の通知を出すことはできません。</u>	事業承継の申請が可能となるのは、交付決定後です。交付決定前に事業承継の事実が確認された場合は、交付決定の通知を出せない場合(吸収合併等により補助金交付候補者として採択された事業者が消滅した場合等)もあります。取得財産についてもあわせて整理してください。		
1.8	R6.8.29	22		承継に関する当事者の契約書案の写し     承継者の経歴及び状況を示す事業概要書(概要書とパンフレット)     承継者の誓約書 <u>&lt;様式第3-3別紙&gt;</u>	<ul><li>① 承継に関する当事者の契約書案の写し</li><li>② 承継者の経歴及び状況を示す事業概要書(補助事業者の概要書とパンフレット)</li><li>③ 承継者の誓約書(別紙)</li></ul>		
1.8	R6.8.29	22	手続き等の流れ		やむを得ない理由により、破産、民事再生手続き等法的整理をする場合は、速やかに、コールセンターまでご連絡してください。		
1.8	R6.8.29	22	付決定から実績	補助事業により建設した施設等の財産に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は、設定前に、「担保権設定承認申請書」 〈様式第11〉を事務局に提出し承認を得る必要があります。	補助事業により建設した施設等の財産に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は、設定前に、 <u>事前に</u> 「担保権設定承認申請書」〈様式第11〉を事務局に提出し承認を得る必要があります。		
1.8	R6.8.29	22	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ 2 〜交 付決定から実績 報告書提出まで 〜 (12)	※譲渡担保権の設定を行うことはできません。	(新設)		

				主な改正履歴	
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	22	手続き等の流れ フェーズ 2 〜交	建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除についての <u>同意</u> を得たうえで実績報告時に、「報告書 <u>根抵当権設定義務の免</u> 除について」<参考様式20-1>を提出していただく必要が	補助事業の遂行に当たっては、権利者である金融機関等より建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除についての同意を得ていただく必要があります。
1.8	R6.8.29	22	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ 2 〜交 付決定から実績 報告書提出まで 〜 (12)	要です。 ・被担保権に係る金銭消費貸借契約証書の <u>控え又は原本の</u> 写	※担保権設定承認を得た後は、以下の証書等、2点の提出が必要です。 ・被担保権に係る金銭消費貸借契約証書の写し ・当該所得財産等を目的とする担保権設定契約証書等の写し
1.8	R6.8.29	23	手続き等の流れ フェーズ2~交	補助事業実施期間中、事務局が必要であると認めた経費については、概算払を行います。概算払を受けたい場合は、「補助金概算払請求書」〈様式第9-1〉及び「 <u>概算払請求 経費明</u> 組」〈様式第9-1別紙〉により申請して〈ださい。	補助事業実施期間中、事務局が必要であると認めた経費については、概算払を行います。概算払を受けたい場合は、「補助金概算払請求書」〈様式第9-1〉及び「経費明細表等」〈様式第9-1別紙〉により申請して〈ださい。
1.8	R6.8.29	23		<ul><li>⑨ 出納帳(「元帳(出納長・預り金)」&lt;参考様式15参照</li><li>&gt;):入金確認をします。</li></ul>	<ul><li>③ 出納帳(「元帳(出納長・預かり金)」 &lt;参考様式19&gt; をご使用ください。):入金確認をします。</li></ul>
1.8	R6.8.29	24	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ 2 〜交 付決定から実績 報告書提出まで 〜 (13) イ ⑩	※ 概算払請求可能な回数は、1回とします。	※ なお、概算払請求可能な回数は、1回とします。請求書類に不備が無いことが確認できた場合は、8営業日程度で補助事業者名義の指定口座へ補助金を振り込む予定です。 ※ ご利用の金融機関の都合により多少前後する場合があります。
1.8	R6.8.29	24	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ 2 ~ 交 付決定から実績 報告書提出まで ~ (13) イ ⑩	(削除)	※ ご利用の金融機関の都合により多少前後する場合があります。
1.8	R6.8.29	24		※事故等報告の承認は補助事業完了期限までに受けていただく 必要があります。	(新設)

バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
					CXTCHII
1.8	R6.8.29	24	手続き等の流れ	※補助事業者の責任によらない事由とお認めできない場合には 事故等報告は不承認となります。その場合、補助事業完了期限 までに実績報告をしていただく必要があります。	(新設)
1.8	R6.8.29	24		※事故等報告を提出する場合は、必ず事前に事故等報告におけるポイントをご確認ください。	(新設)
1.8	R6.8.29	24	手続き等の流れ	リース会社の本社所在地、社名、代表者等の変更が発生した場合には、リース会社より3グランツの「社名等変更届」にて変更項目を申請していただく必要があります。	(新設)
1.8	R6.8.29	24	手続き等の流れ フェーズ2~交 付決定から実績	また、社名等変更届にて1グランツの通知先のメールアドレスを変更した場合は、 <u>他の審査中の申請についても、1グランツの通知先のメールアドレスを変更する必要があるため、一度差戻しを行います。変更後のメールアドレスにより、再度1グランツで申請し直してください。</u>	を変更した場合は、既に申請済みの他の申請においても提出可
1.8	R6.8.29	25	手続き等の流れ フェーズ 2 ~交	期限内の事業完了が難しくなった場合は、 <u>本事業ポータルサイトに掲載されている「事故等報告をスムーズに進めるためにご確認いただきたいポイント」をご確認いただき、必要に応じて</u> 事故等報告書を提出してください。	
1.8	R6.8.29	25	手続き等の流れ フェーズ2~交 付決定から実績	補助事業が完了 <u>(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業完了期限日のいずれか早い日までに、</u> 補助事業の実施結果を記した「実績報告書」〈様式第6〉及び〈様式第6別紙1~別紙4〉に併せて、必要な書類を事務局に提出して <u>〈ださい</u> 。	書」<様式第6>及び<様式第6別紙1~別紙4>に併せて、
1.8	R6.8.29	25	手続き等の流れ	専門家経費がある場合は、「専門家就任承諾書」<参考様式 10>「専門家業務報告書」<参考様式11>「預り金元帳」< 参考様式 <u>15参照</u> >「納付書コピー」等	専門家経費がある場合は、「専門家就任承諾書」<参考様式 10>「専門家業務報告書」<参考様式11>「預り金元帳」< 参考様式15>「納付書コピー」等

14, 20	75		T.	王な改止履歴	7Lマンチ
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	25		⑤ 旅費が発生した場合は、 <u>「旅費明細書」&lt;参考様式13</u> >、「宿泊証明書」<参考様式14>	<ul><li>⑤ 旅費が発生した場合は、「旅費明細書、宿泊証明書」&lt;参考様式13、14&gt;</li></ul>
1.8	R6.8.29	25	手続き等の流れ		※ 詳細は、別途実績報告マニュアルがあります。本事業のポータルサイト「補助金交付候補者として採択された事業者向け資料」より「実績報告書等作成マニュアル」をご確認ください。
1.8	R6.8.29	26	手続き等の流れ フェーズ3〜実	事業承継の届出(交付規程第 26 条) 補助事業者は、事業実施の必要上、やむを得ず事業の実施を他 の企業等に承継する場合には、承継する事業者が「補助事業完 了後の事業計画の承継届出書」〈様式第14-2〉と併せ「誓約 書」〈様式第14-2 別紙〉等を事務局に提出して〈ださい。	(新設)
1.8	R6.8.29	26	手続き等の流れ	(注)補助金確定通知書は、 <u>事業者は</u> Jグランツのマイページからご確認ください。 <u>共同申請の場合の補助金確定通知書は、</u> 共同申請のリース会社と共同申請の申請事業者のそれぞれに発出します。	(注)補助金確定通知書は、Jグランツのマイページからご確認ください。
1.8	R6.8.29	26	手続き等の流れ フェーズ3〜実	(注) リース会社との共同申請の場合は、共同申請の申請事業者とリース会社の双方から「精算払請求書」を受領した後、請求書類の確認を始めさせていただきます。また、双方の請求書類に不備が無いことが確認できた場合は、8営業日程度で各指定口座へ補助金を振り込む予定です。	(新設)
1.8	R6.8.29	27		また、「元帳記入例」<参考様式15>を <u>参照</u> の上、「元帳 (出納帳・預り金)」を整備してください。	また、「元帳記入例」<参考様式15>を参考の上、「元帳(出納帳・預り金)」<参考様式19>を整備してください。
1.8	R6.8.29	27	手続き等の流れ フェーズ3〜実 績報告書提出後 〜	同様に管理してください。交付規程第23条第1項及び第2項に基づき、責任を持って整備・保管してください。補助対象物件を移動しなければ貼付が確認することができない場合などは適切に整備・保存されていないものとみなされますのでご注意	シール等)を貼付して上記同様に管理してください。交付規程 第23条第1項及び第2項に基づき、責任を持って整備・保管

				主な改正履歴	
バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	29	手続き等の流れ フェーズ4~補	財産処分の申請に係るシステムの操作マニュアルは、 <u>本事業の</u> ポータルサイトより、「採択された方」>「事業化状況報告」 >「事業化状況報告システム(財産処分承認申請)操作マニュアル」をご確認ください。	財産処分の申請に係るシステムの操作マニュアルは近日公開予定となります。
1.8	R6.8.29	29		災害等により取得財産を使用できなくなった場合等は、 <u>コール</u> バック予約システムよりお問い合わせください。	災害等により取得財産を使用できなくなった場合等は、コール センターまでご連絡ください。
1.8	R6.8.29	30	I. 補助事業の 手続き等の流れ フェーズ4〜補助事業完了後の 事業計画期間〜 (27)		補助事業を完了した日の属する年度の終了後を初回として、以降5年間(合計6回)
1.8	R6.8.29	30	手続き等の流れ フェーズ4〜補 助事業完了後の	定した損益計算書、貸借対照表、労働者名簿 <u>または法人事業概</u> <u>況説明書</u> 、賃金台帳(大規模賃金引上枠のみ。)、製造原価報	事業化状況及び知的財産権取得状況の報告時には、各年度の確定した損益計算書、貸借対照表、労働者名簿、賃金台帳(大規模賃金引上枠のみ。)、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細表(内訳)等の提出が必要となります。詳細は、事業化状況報告システム操作マニュアルで確認してください。財産処分の申請に係るシステムの操作マニュアルは近日公開予定となります。
1.8	R6.8.29	30	手続き等の流れ フェーズ4〜補	は、 <u>財産処分の承認手続きを行う必要がありますので、</u> 速やか に財産処分承認申請書を提出してください。中止の届出を <u>提出</u> <u>していただいた</u> 場合でも事業化状況報告の提出は必要となりま	廃止の届出の受付完了後、処分制限期間内の取得財産については、速やかに財産処分承認申請書を提出してください。中止の届出を受付完了された場合でも事業化状況報告の提出は必要となります。
1.8	R6.8.29	31	II. 補助事業終 了後の義務 1 財産処分の 承認申請(交付 規程第24条) ①	なお、中小機構が別に定める場合には、その期間とします。	(新設)

バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	31	II. 補助事業終 了後の義務 1 財産処分の 承認申請(交付 規程第24条)	(削除)	補助事業者が処分制限財産を目的外使用する場合は、事務局の承認を要します。
1.8	R6.8.29	32	了後の義務 1 財産処分の 承認申請(交付		
1.8	R6.8.29	32	II. 補助事業終 了後の義務 1 財産処分の 承認申請(交付 規程第24条) ⑥	災害等により取得財産を使用できなくなった場合等、お困りの際は、まずは <u>コールバック予約システムよりお問い合わせください。</u>	
1.8	R6.8.29	32	了後の義務 1 財産処分の	「財産処分承認通知書」 <様式第12-2> を受けた後、取得財産を売却する際、売却額の受け取りは、銀行振込の実績で確認いたします。銀行振込以外は、いかなる事情でも一切認められませんのでご注意ください。	(新設)
1.8	R6.8.29	32	II. 補助事業終 了後の義務 2 事業化状 況・知的財産権 報告書の提出 (交付規程第2 5条) (1)	補助事業の完了日の属する年度の終了を初回として、以降 5 年 間	補助事業の完了日の属する年度の終了を初回として、以降5年間(合計6回)
1.8	R6.8.29	33	II. 補助事業終 了後の義務 2 事業化状 況・知的財産権 報告書の提出 (交付規程第2 5条) (1)	事業化状況等の報告が速やかに行われない場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還等を求めます。	(新設)
1.8	R6.8.29	33	了後の義務 2 事業化状 況・知的財産権 報告書の提出	定した損益計算書、貸借対照表、労働者名簿または法人事業概況説明書、賃金台帳(大規模賃金引上枠のみ)、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細表(内訳)等の提出が必要となります。 事業化状況報告の確認作業完了後の補助事業者都合による修正は認められません。 ※ 報告開始時(入力可能時)に、補助事業者のGビズID及び	※ 報告開始時(入力可能時)に、補助事業者のGビズID及び 担当者宛にメールで通知します。メールアドレスや担当者の変 更がある場合は、必ずJグランツから社名等変更届の変更手続 きを行ってください。GビズIDの情報も変更となった場合は、 本事業の電子申請システムへの連携が必要となります。詳細は

バージョン	改正日	ページ	項目	<b>主な改正履歴</b> 改正後	改正前
1.8	R6.8.29	33			交付規程第27条に基づく収益納付による納付金の算出は、以
1.0	K0.0.29	33	了後の義務 3 収益納付	下の方法によるものとします。事業化状況等報告の該当年度に	下の方法によるものとします。事業化状況等報告の該当年度における決算時の会社全体の経常利益が赤字の場合は免除されます。
1.8	R6.8.29	35	了後の義務 6 不正、不当	者は、補助金交付決定の取消や加算金を賦した上、補助金 <u>を</u> 返 還していただくこと <u>になります</u> 。なお、不正があった場合は、 罰則が適用されるとともに、当該企業を公表・告発することが	
1.8	R6.8.29	36		② 見積書(他の固定資産と費目が混在しないように留意してください。)、相見積書(見積書が1者の場合は「業者選定理由書」<参考様式7>及び妥当性を示す書類)	② 見積書(他の固定資産と費目が混在しないように留意してください。)、相見積書(見積書が2者未満の場合は「業者選定理由書」〈参考様式7〉及び妥当性を示す書類)
1.8	R6.8.29	37		(注8) 補助事業により取得した建物等を不動産賃貸等に転用することは、一切認められません。	(新設)
1.8	R6.8.29	37	経費区分ごとの 経費内容につい て 1 対象経費の 区分 (1)建物費 (注9)	(注9) 建設業法等各種法律を遵守する必要があります。建設 業許可が必要な規模の建物においては、建設業許可を有さない 業者からの見積もりは認められません。	(新設)
1.8	R6.8.29	38		補助対象外です。海外旅費は補助対象外です。	補助事業に関して直接的に必要不可欠な業務に係る旅費以外は 補助対象外です。
1.8	R6.8.29	39			あくまでも補助事業に必要な最低限の経費であり、販売促進のための費用(公開のためのホームページ作成料)は補助対象外です。また、パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は補助対象外です。

バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	40	経費区分ごとの 経費内容につい て	(注7) 事業者が行うべき手続きの代行は対象になりません。	
			<ul><li>1 対象経費の 区分 (7)外注費</li></ul>		(新設)
1.8	R6.8.29	41		対象: ・広告、宣伝に係る代行費用 対象外: ・ <u>販売、契約行為に係る代行費用</u>	対象:外注費
1.8	R6.8.29	42	経費内容につい て	受講内容を任意に設定できるものであって、料金表が設定されていない教育訓練や講座受講等は、原則として同一条件による相見積書を複数者から取ってください。市場価格とかい離している場合は、補助対象経費として認められません。	(新設)
1.8	R6.8.29	42		(注7) に該当する教育訓練や講座受講等の研修資料一式(資料が存在しない場合は、録画・録音データ等)は、交付年度終了後5年間保存してください。	(新設)
1.8	R6.8.29	42		研修費の対象は、補助事業者の登記簿謄本に記載のある役員 又は労働者名簿に記載のある従業員となります。	(新設)
1.8	R6.8.29	46	経費明細表	経費明細 <u>表</u>	経費明細書
1.8	R6.8.29	63	<参考様式3>	(注2) 履歴事項証明書等の写しを添付して <u>ください。</u>	(注2)履歴事項証明書等の写しを添付していただく場合もあります。
1.8	R6.8.29	71	<参考様式9>	(契約金額の確定) 第12条 甲は、第7条の検査の結果、委託業務の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、経費明細表に基づいて委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。	(契約金額の確定) 第12条 甲は、第7条の検査の結果、委託業務の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、経費明細書に基づいて委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

# 補助事業の手引き 第6回〜第9回 採択事業者向け

#### 主な改正履歴

バージョン	改正日	ページ	項目	改正後	改正前
1.8	R6.8.29	72	<参考様式9>	(支払遅延利息) 第17条 甲が、第13条第2項に定める約定期間内に委託費の支払をしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、支払する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利2.5%の割合で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。 (違約金) 第18条 乙は、天災その他やむを得ない事由によらず、契約期間内に委託業務を履行しないときは、契約期間満了の日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額に対して年利2.5%の割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。	の支払をしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、支払する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利2.7%の割合で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。 (違約金) 第18条 乙は、天災その他やむを得ない事由によらず、契約期間内に委託業務を履行しないときは、契約期間満了の日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額に対して年利2.
1.8	R6.8.29	89	<参考様式20 -1>	報告書 根抵当権設定義務の免除について	(新設)
1.8	R6.8.29	90	<参考様式 2 1 >	は、補助事業実施期間及び処分制限期間中は、本事業のみで使 用し、他の事業用途で一切使用しないことを誓約いたします。	(事業計画名)」(以下「本事業」という。)において補助対 象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財